



3 東村山市監査告示第4号

監査結果に対する措置の公表について

令和2年度第1回定期監査の結果報告に対して講じた措置として、令和3年3月3日付（2東教教公発第8号）で、東村山市教育委員会教育長から別紙のとおり通知がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により公表いたします。

令和3年3月9日

東村山市監査委員	赤	木	盛	一
東村山市監査委員	土	田	士	朗
東村山市監査委員	伊	藤	真	一

写

2 東教教公発第 8 号
令和 3 年 3 月 3 日

東村山市監査委員 赤木 盛一 様
東村山市監査委員 土田 士朗 様
東村山市監査委員 伊藤 真一 様

東村山市教育委員会
教育長 村木 尚生

令和 2 年度第 1 回定期監査の結果に基づき講じた措置（通知）

令和 2 年 1 2 月 1 日付 2 東監発第 3 1 号により報告のありました件について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

- 1 措置内容
別紙のとおり

以上

年 度	監査の種別
令和2年度	<input checked="" type="checkbox"/> 定期監査（第1回） <input type="checkbox"/> 財政援助団体等監査 <input type="checkbox"/> 指定管理者監査 <input type="checkbox"/> その他（ ）

部 課	指摘事項	講じた措置内容
教育部 公民館	<p>(1) 印刷機のインク実費の徴収について</p> <p>印刷機を利用した団体から徴収するインク実費について、徴収額の誤りが3件見受けられた。教育委員会規則について職員における共通認識を持ち、適切に徴収されたい。</p> <p>(2) 書類の不備について</p> <p>契約関係等の書類において、文書番号や決裁日の記載漏れのほか、仕様書内容の記載誤り等の不備が散見された。決裁の際には確認を確実にし、適切に事務処理をなされたい。</p>	<p>いずれの件も担当職員の知識・経験不足により生じた誤りであったことから、窓口設置の業務マニュアルを整理した上で、職員に対し研修を実施したところである。</p> <p>今後も、特に新規採用者・異動対象者に対しては、マニュアルを活用した研修を通じ、組織的にスキルアップを図ることとする。</p> <p>契約関係書類や日誌等における、文書番号や決裁日の記載漏れ等の不備に対しては、調査の上、必要な加筆・訂正の対応を実施した。</p> <p>また、業務委託契約の仕様書の一部記載誤りについては、適切に訂正の措置を講じた。</p> <p>今後は、書類作成時の確認、文章主任の確認、事務完了時の確認など複数人で対応するなど、チェック体制を強化することとした。</p>